修繕負担区分

- 1 府営住宅及び共同施設の壁、床、柱、はり等の主要構造部、 給水施設、排水施設、電気施設等の附帯施設の重要な部分は、 京都府の負担にて修繕を行う。
- 2 1以外のものの修繕は入居者の負担であるが、「(別表)修 繕負担区分表」で京都府の負担と記載のあるもののみ、京都 府の負担にて修繕を行う。
- 3 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、入居者の負担にて修繕を行う。

上記1及び「(別表)修繕負担区分表」において京都府の 負担と記載されているものについても、故意、過失等入居者 の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、入居 者の負担にて修繕を行う。

(根拠は公営住宅法、京都府条例による)

修繕負担区分表

1 専用部分

12 日		負	担区	分		
項目	種別	状	況	施工方法	入居者	京都府
A 天 井	a 天 井 板 ボ ー ド 類 塗装吹付け仕上 ク ロ ス	る汚損の	もの又は漏水によ 甚だしいもの る剥離、汚損	補修又は塗替補修又は塗替	0	0
B 壁	a 左塗板 タ壁 (住仕 ル ス (等による 2. 仕上材の 3. 居室の日 4. 結露によ	汚れ、浴室の湿気 汚れ 部分的なはがれ 焼けによる変色 る剥離、汚損 漏水による汚損	塗 補 補修 又は 塗替 補修 又は 塗替 補修 と は を を を を を を を と は を と が と は を を と は と は ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と	0 0 0	0
C 床	a 板 張 モ ル タ ル 塗 タ イ ル 貼 ビニルシート	2. 結露によ 3. 亀裂、剥	離、腐食、虫害の もの(甚だしい床	補 修 補修又は塗替 補修又は塗替	0	0
D 畳	a 畳 表	, , , , , ,	ているもの よる変色	表替又は裏替 表替又は裏替	0	
	b 畳 床	もの	により使用困難な	取	0	0
E ふ す ま 障 子		1. 汚損、破もの	損又は日焼けした	貼 替	0	
	b ふすまの縁及び骨 障 子 の 桟 框		損したもの	補修・取替又は塗替	0	
	c 引手その他金物	1. 破損、滅	失したもの	取 替	0	

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

							負		担		区				
	頁 目		種		;ij		状			況		施工力	法	入居者	京都府
F建具	木	製	a 開 引	き違	戸戸	2. 3.	汚 ペ 虫 に 雨 り	塗よ腐食	はげ 損傷、	水がた		補 は を を を を 剤 替 又 補 修 又 は れ は が れ は が は が は り は り は り は り は り は り は り に り に り に り	替 f又は	0	0 0
			引手	·ル、 生、蝶 その	戸車番、	1.	滅失、	破損	したも	₎ の		取	替	0	
	金属	製	c 開引内上げた た下	違 おし	戸戸		汚損、 部分的				ヂ	補修又は塗	t 取替 替	0	
			d 金のぞき が、蝶ン トンその	番引手 ⁄ ト, ト パー, ヲ	#便受 =, ク ヾアス		滅失、 (廃番 い戸車	等に	よりフ	(手で)	きな(く)	取	替	0	
			e 鍵、錠	<u> </u>		1.	破損、	紛失	したも	っの		取	替	0	
			f ガ	ラ	ス	1.	汚損、	破損	したも	っの		清掃又は	は取替	0	
			g パテ	・ ビ	- ⊦	1.	剥離し	たも	の			補	修	0	
			h 網		戸	1.	汚損、	破損	したも	っの		補修又は	は取替	0	
			i ドアク	ロー	ザー		滅失、 経年劣 もの				難な	補修又は 補修又は		0	0
G	棚		a 水	切	棚	1.	汚損、	破損	したも	つの		清掃又は	は取替	0	
			b 吊	戸	棚		汚損、 扉、蝶 破損				等の	清掃又は 補修又は		0	

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分 に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

TE D		負	担 区	分		
項目	種 別	状	況	施工方法	入居者	京都府
	c 化 粧 棚	1. 腐食した。 2. 汚損、破力		補修又は取替 補修又は取替	0	0
H 流 し 台 コンロ台	a ステンレス流し 台	2. 扉の把手、 皿等の破技	員したもの 棚板、引手、目 員、滅失(入手で ン・トラップを除	清掃又は取替補修又は取替	0	
		• /	こより甚だしく使	補修又は取替		0
I 備 品 ・ そ の 他	a 物 干 金 物	1. 取外れ、荷	皮損したもの	補修又は取替		0
C */ E	b 柱、 窓枠、 かもい、敷居、 その他の造作材	1. 汚損、破打 2. そり又は7 3. 水掛りにる	こわみ	清掃又は取替 補修又は取替 補修又は取替	0	0
	c ペーパーホルダ ー、タオル掛け カーテンレール	1. 取外れ、荷	皮損したもの	補修又は取替	0	
	d 浴 室 す の こ	1. 滅失、経 ⁴ 困難なもの	F劣化により使用)	取 替	0	
	e 洗 濯 機 パ ン	1. 汚損又はる2. 排水トラン		補修又は取替 清 掃	0	
	f ユニットバス	2. 漏水する	うの こより甚だしく使	補修又は取替 補修又は取替 取 替	0	00
	g その他府が設置 した備品等	1. 破損又は減	対失したもの	補修又は取替	0	

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

12 日		 負	担	区 分		
項目	種 別	状	況	施工方法	入居者	京都府
J 給 排 水 衛 生 設 備	a 洗 面 器 手 洗 器 b 便 器 (便座含む)	1. 汚損した 2. a~bの 3. 経年劣化 もの		清 補修又は取 軽難な 補修又は取		0
	c ロータンク本体					
	d ロータンク 付属 部品	ールタッ	フロートゴム プその他経年 用困難なもの		7替	0
	e 給 水 栓	1. 部品(パ 体の破損 使用困難	人経年劣化に		替	
	f 排水ドレイン 浴室、洗面所、 ベランダ		ントラップ類 (入手できな プを除く)		ス替 ○	
	g 器具付属排水管 (洗面器排水管 等露出部分)	り使用困	もの(経年劣化 難なものを除 からの水漏れ			0
		3. 排水管の	詰まり	清	掃	
	h 排 水 管 器具付属排水管 を含む (隠蔽部 分)	1. 腐食等に 2. 排水管の		補修又は取清	双替 掃 ○	0
K ガ ス	a ガス管、コック 類、ゴムホース		の破損	国難な 取 補修又は取 取	替 (替 ()	0
L 浴槽・釜 ・煙突類	a 浴 槽	1. 亀裂、変 2. 水抜栓等	形、漏水する 部品の破損、	もの 補修又は取滅失 補修又は取		0

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

75 0		負	担	X	分		
項目	種 別	状		況	施工方法	入居者	京都府
	b 風 呂 釜 及び付属給湯器	もの 2.漏水 3.コッ	するもの ク等の外部 火点火装置) 使用困難な 『部品破損 置不良等内部	補修又は取替 補修又は取替 補修又は取替 補修又は取替	0	0 0
	c リモコン装置 (機械式)	もの	劣化により 摩耗等によ) 使用困難な	取 替 補修又は部品 取替	0	0
	d 煙 突	1. 破損	、滅失した	こもの	補修又は取替	0	
M 給 湯 器 (蛇口操作 でガスが着 火等するも の)	a 本 体	もの 2.漏水 3.コッ 4.タネ	するもの ク等の外部 火点火装置	が使用困難な 『部品破損 置不良等内部 「回路含む)	補修又は取替 補修又は取替 補修又は取替 補修又は取替	0	0
	b リモコン	1. 経年 もの	劣化により	使用困難な	補修又は取替		0

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

15 口	項 目 (4)				担		区	分		
垻 日	種	別		状		況		施工方法	入居者	京都府
N 電気設備	a 照 明	器具	1.	破損、 困難な	経年劣化	公により) 使用	補修又は取る	替	
	セントン ン(緊) ン含む)	チ、押ボフ、 コボボフ、 3 ボート カート カート カート カート								
		、分電盤 一ト類								
		、白熱灯 及びグロ の他	1.	滅失、	球切れ			取	替	
	e ブザー、* インタ (単機能		1.	滅失、	破損した	こもの		補修又は取り	替	
	機及び		1.	もの (非常 ガス漏	化により 呼び出し れ表示ス 能を持つ	レ及び火 な火執	く災・	補修又は取っ	替	0
		気 扇 ッター			たもの 破損した	こもの		清 : 補修又は取っ	掃 〇	
	パイフ (風呂	^{>} ファン °ファン ・便所) 間ファン)				使用团	困難な	清 補修又は取	掃 〇	0
	i 躯体	内 配 線	1.	漏電等	:			配線改作	多	0
	j 住宅用 器	火災警報			破損した			補修又は取る補修又は取る		0
			3.		刀れ(耐用	年数以	人内の	電池の取	替	

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分 に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

2 共用部分

				 負	担 区			
;	項	目	種 別	状	況	施工方法	入居者	京都府
O 建 築	建	具	a 防火戸、開き戸 引違戸等	1. 汚損し7 2. 破損し7		清 掃 補修又は取替	0	0
			b 付属金物、ガラ ス(防火戸、ポ ンプ室ドアは除 く)		経年劣化により使用 もの	取 替	0	
	そ	の他	a 集合郵便受 掲 示 板	もの	化により使用困難な 破損したもの	取 替清掃又は補修	0	0
P給排水	屋	内	a 汚水管、雑排水 管、雨水排水管			清 掃 補修又は取替	0	0
衛生			b 給 水 管	1. 漏水する	るもの	補修又は取替		0
設備			c 給 水 設 備	1. 修繕一点 2. 受水槽、	般 、高架水槽の清掃	補修又は取替 清 掃		0
	屋	外	a 汚水管、雑排水 管、雨水排水管 及 び 会 所		な清掃 るもの、破損したも	清 掃 補修及び取替	0	0
			e 水 栓 足洗場散水栓等	本体の	付部からの水漏れ、 破損、経年劣化によ 困難なもの	補修又は取替	0	
			f し尿浄化槽 汚水処理場		理		0	0
Q 屋 施	外	共 同 設	a 集 会 所 自転車置場等		分及び共用部分の負 を準用する			
R 屋 施	外	附 帯 設	a 道路、道路側溝	2. 側溝の	よる排水不良 破損、経年劣化によ 困難なもの	補 修 補修又は取替		0

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

75 D			負	担		区		ì		
項目	種別		状		況		施工	方法	入居者	京都府
	b フェンス 目隠しパネル ブロック塀		破損、 困難な	経年劣化 もの	公により	使用	補修又	は取替		0
	c 遊戯具、ベンチ	1.	破損、 困難な	経年劣化 もの	2により	使用	補修又	は取替		0
	d 砂 場	1.	砂の補	充			補	充	0	
	e 植 樹 等	1.	どの管	、草刈、 理(高木 斜地の草	このせん	定及			0	
S 電気設備	a テレビ共聴施設	1.	破損、 困難な		公により	使用	補修又	は取替		0
	b 階段灯、廊下灯 防犯灯	1.	グロー (道路	、水銀灯 球の球り 等公共部 のを除く]れ、破 3分の用	損	取	替	0	
	c 照 明 器 具 類 ス イ ッ チ 類		破損、 困難な		ごにより	使用	補修又	は取替		0
	d エレベーター		点検保 清掃	守					0	0
T ガス設備	a ガ ス 管		もの	化により	使用压	難な	補修又			0
		2.	ガス漏	<u>n</u>			補修又	は取替		0
	b ボンベ集積所	1.	破損、 困難な	経年劣化 もの	とにより	使用	補修又	は取替		0
*		= 12)×	- l= .b »	* = 1.1	- 1 10 17	- 1.0 -	TH 15 KK 1)	

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分 に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。

	否 日	1							負		担		区	分			
,	頁 目	1		種		別			状			沥	2	施工方法	<u> </u>	入居者	京都府
U 消 設	防	用備	a 消		火		器	1. 2. 3.	破財業に常る	も <i>の</i> 検 理	(盗剪	誰・イ		取 法 定 点 日常点検	替検等	0	0 0
			b そ消	防	の 用	設	他備	1. 2. 3.	破損、 困難な 法定常 目常管	もの 検)		、り使月 損補修	補修又は耶 法 定 点 日 常 点 検	検	0	0 0

[※] 故意、過失等入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損等したものは、当表の区分に関わらず、入居者の負担にて修繕を行う。